

本件、「10. 特記事項 (2) 参考資料の①の配布資料」に誤りがありましたので修正公示します。

番号：150786

国名：セルビア

担当：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名：西バルカン地域における中小企業メンターサービス構築・普及促進プロジェクト終了時
評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年10月下旬から2015年12月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 0.73M/M、合計 1.33M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	22日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月7日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ
も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	民間セクター開発分野の評価調査
対象国／類似地域	セルビア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人および個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

西バルカン地域のセルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロは旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の解体後、それぞれ独立した国として、近年の比較的安定した政情の下、経済開発を推進していた。2008年に起きた金融危機の影響で各国のGDP成長率はマイナスに転じたものの(2009年：セルビア-3.5%、ボスニア・ヘルツェゴビナ-2.9%、モンテネグロ-5.7%)、その後緩やかに回復し、2013年にはそれぞれ2.6%、3.3%、2.5%のGDP成長を実現している。3か国の政府は、国内企業数の大半を占め(セルビア99.4%(2014年)、ボスニア・ヘルツェゴビナ99.1%(2014年)(ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦99.2%(2014年)、スルプスカ共和国99.0%(2014年))、モンテネグロ99.8%(2013年))、国内雇用者の大部分を抱える中小企業に対し、経済の活性化、失業者の吸収や貿易赤字の緩和といった面で大きな期待を寄せている。

3か国の政府はEUの政策・制度を踏まえて、中小企業の競争力強化を目指した政策・制度の整備を進めている一方で、中小企業は依然として金融アクセスの制約、煩雑な行政手続き、国内の不平等な競争等において問題を抱えている。また、政策・制度を実施するにあたっての支援体制は脆弱であり、中小企業支援サービスを実施する人材が不足し、支援メニューも限られている中、これらを充実させることが必要である。

このような中、JICAではセルビアにおいて日本における経営指導員の経験を活かし、中小企業に直接企業診断やアドバイザリー活動を行うメンター制度の組織化、定着を目的とした技術協力プロジェクト「メンター制度組織化計画プロジェクト」(2008年8月～2011年8月)(以下、先行プロジェクト)を実施した。このメンター制度はセルビア国内の多くの地域にて導入されたものの、サービスの質やメンターの育成等に課題が残っていたことから、セルビアからメンター制度の強化、更なる普及を目的とした継続案件の要請があった。また、セルビアにおける先行プロジェクトの成果を評価したボスニア・ヘルツェゴビナのサラエボ経済地域開発庁(SERDA)及びモンテネグロの中小企業開発庁(DDSME)からも、セルビアと同様のメンターサービス構築に対する協力の実施について要請がなされた。セルビア側も本経験を活用し、両国のサービス構築に協力する意向を示したことから、JICAは2012年に詳細計画策定調査を実施、各国政府機関等の関係者と技術協力プロジェクト「西バルカン地域における中小企業メンターサービス構築・普及促進プロジェクト」(以下「本プロジェクト」)の協力内容について協議・合意に至り、2016年5月までの予定でプロジェクト活動を実施中である。これまでに7名のプロジェクト専門家(総括、副総括/生産管理、人材育成/業務調整、企業診断、制度支援、起業研修/支援、業務調整/マーケティング)を現地へ派遣し、3か国の関係者に対する指導を行っている(今回の終了時評価調査期間中は副総括/生産管理、企業診断、制度支援の3名の専門家が従事している予定)。

今回実施する終了時評価調査は、2016年5月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては当機構より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2015年10月下旬)

- ①既存の文献、報告書等(要請書、事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、目標達成度等)及び実施プロセスを整理、分析する。

- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、達成状況及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、当機構とも協議の上、評価グリッド（案）（英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
 - ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他各国関係機関、他ドナー等）に対する質問票案（英文）を作成する。なお、質問票は JICA バルカン事務所を通じて事前配布を行う。
 - ④調査団打ち合わせ及び対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間（2015 年 10 月下旬～11 月中旬）
- ①JICA バルカン事務所等との打合せに参加する。
 - ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
 - ③事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びセルビア側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
 - ⑥調査結果や他団員及びセルビア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じ PDM 及び P0 の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
 - ⑧協議議事録（M/M）（英文）作成に協力する。
 - ⑨現地調査結果の JICA バルカン事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2015 年 11 月中旬～11 月下旬）
- ①終了時評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
 - ②終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。
 - ③帰国報告会に出席する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- (1) 評価報告書（英文）
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（和文）
- (3) 終了時評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年10月25日～2015年11月15日を予定しています。本

業務従事者は、当機構の調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

現地調査期間中のプロジェクトチームの構成は以下のとおりです。

- ア) 副総括/生産管理
- イ) 企業診断
- ウ) 制度支援

③便宜供与内容

JICAバルカン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗。)
- エ) 通訳備上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及びプロジェクト専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料は当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム (TEL:03-5226-8056) にて配布します。
 - ・第3次プロジェクト進捗報告書
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。
 - ・西バルカン地域 (セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ) における中小企業メンターサービス構築・普及促進プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000014569>

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAバルカン事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談ください。

以上